

安全報告書

(2023年度)

本安全報告書は、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成したものです

 朝日航空株式会社

目 次

はじめに.....	2
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本の方針に関する事項	3
1-1 安全方針	
1-2 コミットメント	
1-3 経営理念	
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項.....	4
2-1 組織と人員	
2-2 日常運航の支援体制	
2-3 使用している航空機に関する情報	
3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項.....	10
3-1 トラブルの種類別発生件数	
3-2 トラブルの概要及び対応状況	
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項.....	11
4-1 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導	
4-2 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況	
4-3 2024 年度の安全目標	

はじめに

平素より、朝日航空株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「2023 年度朝日航空株式会社安全報告書」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき弊社の安全に関する取組みについてご理解いただきますよう、お願ひ申し上げます。

2023 年度の活動においては、航空事故の発生はなかったものの、前年度に続き重大インシデント事案を1件発生させたことにより、残念ながら安全目標の達成には至ることができませんでした。

発生事象については適切に分析を進め、前年度事象を含め同様事例等を発生させないよう再発防止策の策定ならびに関連する安全施策を確実に実施し、引き続き安全活動の更なる強化に取り組んでいるところでございます。

以上を踏まえ 2024 年度、私達は安全目標の達成をするべく、構築された安全諸施策を着実に実行する活動を強力に進めてまいります。

また、全社員が安全に関する全ての情報を共有し、積極的に安全活動への参加と推進を実行することが組織の最優先事項である、との安全方針のもとに安全の確保を実現いたします。

今後とも皆様のお引き立てを賜ります様、宜しくお願ひ申し上げます。

2024 年 6 月 1 日

朝日航空株式会社
代表取締役社長
庄島 広孝

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

1-1 安全方針

会社は法令を遵守し、安全の確保を組織の最優先事項にする。

1-2 コミットメント

安全の確保は事業運営の至上命題であり、社会的使命である。

社員全員が安全に関するすべての情報を共有し、安全活動に参加することによって安全を確保することを宣言する。

1-3 経営理念

朝日航洋グループの一員である弊社は、「経営理念」「朝日航洋グループ企業行動憲章」を遵守・実行し、安全訓を見つめ真摯に取り組んでまいります。

経営理念

- (1) 安全と信頼によるお客様満足の追求
- (2) 変化とスピードによるビジネスの推進
- (3) 人を活かし人を育てる

朝日航空 安全訓

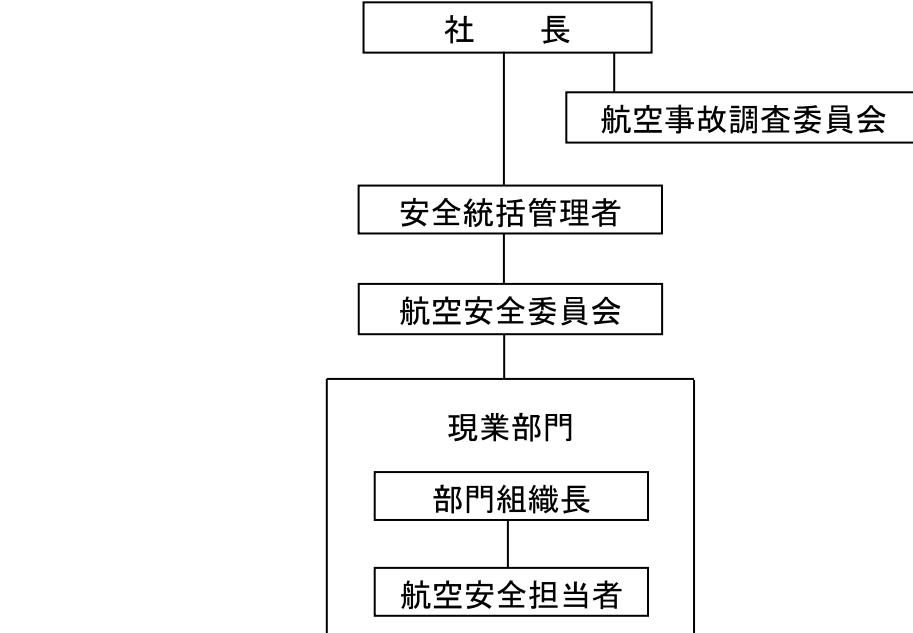
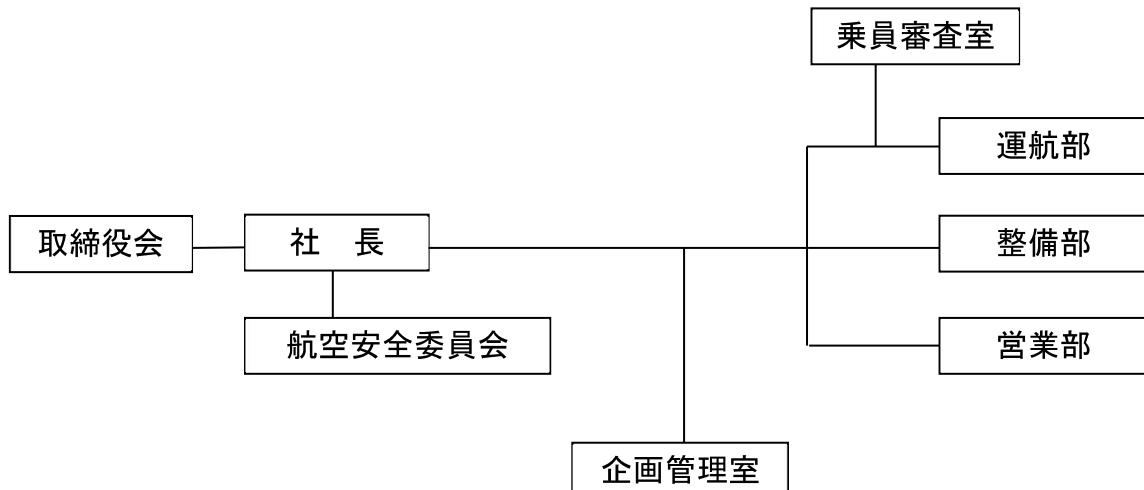
「基本の確行」

やるべき事は確実にやり
やってはいけない事は決してやらない

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

2-1 組織と人員

(1) 安全に関する組織



(2) 各組織の機能・役割の概要

① 安全統括管理者

安全管理の取組みの統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行うと共に、安全に関する重要事項について、経営の最高責任者に報告します。

② 航空安全委員会

会社の安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るため、安全上必要と認められる諸施策を推進し、航空事故を防止することを目的として設置されています。

当委員会は、社長直属の組織であり、安全統括管理者を委員長とし運航部門、整備部門、営業部門、企画管理部門の部門長等により構成され、毎月1回開催し、安全に係る事案の共有と認識の一致を図ると共に、安全に係る事案についての意思決定を行います。

③ 航空事故調査委員会

航空機に関する事故・インシデントの原因を公正に調査・分析し、同種事故・インシデント等の再発防止に資することを目的として設置されています。

取締役を委員長に、運航部長、整備部長、営業部長、企画管理室長等により構成されます。委員会は、関係者からの聞き取り調査及び関係物件の調査を行う権限を有し、調査終了後は調査の過程及び結果を社長に報告します。

④ 部門組織長

部門、組織の安全に関する取組みの実行責任者であり部門内、組織内で安全に関する業務及び法的要件や会社の規程・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。不備が認められた場合は、それを是正すると共に、安全統括管理者に必要な報告を行います。

⑤ 航空安全担当者

航空安全委員会から示された安全活動方針に基づき、各職場の長が指示した具体的な施策の実行状況の点検を行います。

また、毎月1回職場安全会議を開催し、各職場の不安全事項、不具合、インシデント等の分析・再発防止策・予防策等を討議します。

⑥ 運航部

運航業務全般を統括し、航空安全に関すること、運航計画の調整及び実施に
関すること、航空法・電波法等関係法令、通達等に基づき航空運送事業及び航空
機使用事業の航空機の運航に係る業務全般を所掌します。

⑦ 整備部

自社機の整備・改造作業全般及び資材の調達、これらの業務能力維持向上の
ための教育の計画とまとめ並びに整備関連許認可の維持・管理等、品質管理全
般、在庫管理全般を所掌します。

(3) 各組織における人員数（2024.3.31 現在）

航空安全委員会	航空事故調査委員会	航空安全担当者
15名 ^{※1}	5名 ^{※2}	4名

※1 内1名は事務局員

※2 招聘者により人数は変動

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数（2024.3.31 現在）

航空機乗組員	整備従事者
25名	24名

(5) 運航管理担当者及び有資格整備士の数（2024.3.31 現在）

運航管理担当者	有資格整備士
20名	19名*

* 内、確認整備士 9名

2-2 日常運航の支援体制

(1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき、社内規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

① 航空機乗組員

◆ 定期訓練

「運航上必要とする知識」及び「使用機に関する知識」を維持向上させるために年1回訓練を実施しています。

◆ 定期審査

運航に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

② 整備従事者

◆ 定期教育訓練

法規及び各規程類の改訂に対する対応、TCD(耐空性改善通報)及びサービスブリテン(技術通報)等の技術資料の内容、不具合及び処置方法、その他整備作業に必要な情報について、2年毎に訓練を実施しています。

③ 運航管理担当者

◆ 定期審査

運航管理に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

(2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制

① 発生情報報告

安全に係る事象は、朝日航洋グループのネットワークを活用した報告システム「発生情報」により、報告・収集されます。収集された情報に基づき、事象分析のうえ再発防止策あるいは予防措置を策定して安全を確保しています。

本システムの情報は、全社員で共有しています。

② 職場安全会議

各職場において航空安全担当者が中心となって毎月開催され、職場の問題点や安全上のトラブルについて、再発防止あるいは予防の観点から対応策の検討や注意事項の確認が行われます。会議の議事録は航空安全委員会に報告され必要により同委員会から更なる対応の指示が出されます。

③ 航空安全委員会(会議)

役員及び部門組織長が中心となって毎月開催され、発生情報を基にしたリスクアセスメントの実施、職場安全会議の議事内容の確認を含め、安全に係る事案についての意思決定を行っています。

④ 安全監査

運航部門、整備部門、営業部門、企画管理部門、調布運航所、鹿部飛行場経営トップ、航空安全委員会への安全監査を年1回以上実施しています。安全監査では、安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文章化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録が取られているか等を確認しています。

(3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

① 安全大会

毎年1回開催し、役員による安全訓示、有識者による安全に関する講演、過去の事故事例のレビュー、発生情報のレビュー、安全目標に関する取組み及び達成状況の発表、その他安全に関するプログラムを行い、安全管理に対する理解及び安全風土・安全文化の向上を図っています。

② 緊急事態模擬訓練

緊急事態を想定し、初動措置及び応急対策活動を演練することを目的として毎年1回以上実施しています。

③ 5S活動

5S活動を推進し、仕事の効率化、ヒューマンエラーの防止、労働災害の防止に全部門で取り組んでいます。毎月1回活動内容の報告を行っています。

④ 安全活動パトロール

役員等が各職場を定期的に巡回して、安全活動の実施状況の点検を行っています。点検結果の報告を航空安全委員会に行ってています。

⑤ S・QDC(Safety・Quality・Delivery・Cost)活動

安全確保を最優先に、品質向上・生産性向上・経費削減を目指して、職場の改善提案活動を行っており、四半期毎に発表会を開催しています。

2-3 使用している航空機に関する情報（2024年3月31日現在）

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入時期(年)	平均機齢(年)
セスナ式 172P/S型	4/4	4	316	1978 /2014	42/11
セスナ式 208型	3	10	282	2002	16
ビーチ クラフト式 G58型	3	6	406	2008	12

3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

2023 年度に航空局に報告を行った事象で、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき安全報告書により公表が求められている航空運送事業に係る状況は以下の通りです。

3-1 トラブルの種類別発生件数

種類	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
航空事故	0	0	0	0
重大インシデント	0	0	0 (1)	0 (1)
安全上のトラブル	0 (3)	0 (4)	0 (0)	0 (2)
合計	0 (3)	0 (4)	0 (1)	0 (3)

* 航空機使用事業に係る件数を()内に外数で記載しています。

3-2 トラブルの概要及び対応状況

航空運送事業運航における発生はありませんでした。

航空機使用事業運航においては重大インシデントに該当する事案が 1 件発生し、国土交通省運輸安全委員会による調査が実施されており弊社は全面的に調査に協力しております。

また、弊社に於いても調査を進めるとともに再発防止策の策定ならびに関連する安全施策の実施を行いながら、安全活動の強化に取り組んでおります。

発生した重大インシデント事案

- 1) 日時 2023 年 7 月 20 日(木) 午前 10 時 18 分頃
- 2) 場所 八尾空港
- 3) 機種機番 テキストロンアビエーション式 G58 型 JA58GC
- 4) 搭乗者 機長 1 名、 同乗者 2 名
- 5) 状況 連続離着陸訓練において、5 回目の進入時に接地後バウンドしポーポイズ状態となつたため、着陸復行操作を行つた。
飛行後点検において左プロペラの先端に擦過痕が確認されたためその際プロペラが滑走路に接触したものと考えられる。
本件における怪我人及び地上施設などへの被害はありませんでした。
- 6) 対応状況 FTD を使用し事象の周知並びにゴーアラウンドポリシー及び訓練中の教官によるオーバーライド方法の確認。

発生した安全上のトラブル事案①

定時点検作業中に胴体内主翼前桁キャリースルー構造の前方ウェブ左側に約11mmの亀裂を発見した。

航空機製造会社の技術指示のもと、修理作業実施。

同型運航機について、当該エリアの点検を実施し、問題のないことを確認した。

発生した安全上のトラブル事案②

操縦訓練において発生した不具合に対し、MEL を適用して飛行させることを決定したが MEL 適用の適切な処置がなされない状況で運航を継続した。

事案の周知並びに全体教育を実施。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

今期、国からの命令、指導等はありませんでした。

4-2 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況

(1) 安全に関する目標の達成状況

2023 年度の安全目標の達成状況は、以下の通りです。

① 航空事故・重大インシデント「ゼロ」

航空事故ゼロ・重大インシデントは 1 件でした。

② ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える 3 件以下

ヒューマンエラーによる不具合の発生は 7 件でした。

③ ヒヤリハット報告 25 件 以上

ヒヤリハット報告は 27 件でした。

④ コントロールできる故障不具合の発生を抑える 5 件以上

コントロールできる故障不具合の発生は 8 件でした。

(2) 安全に関する取組みの実施状況

① 安全大会

2024年3月22日に開催しました。

この中で、安全目標の達成状況・取り組み状況の報告や定期航空運送事業機元機長(現 FTD 教官)による安全講和などの諸行事を行い、安全への認識を新たにしました。

② 緊急事態模擬訓練

操縦訓練機の飛行場外への不時着を想定し、ネット環境などの通信手段を用いた指示命令系統、報告、連絡体制を再確認する訓練を2024年2月16日に実施しました。

③ 安全監査

2024年3月に、安全管理体制などの監査を実施しました。

その他の安全に関する取組みは、本報告書 2-2(3)「安全に関する社内啓発活動等の取組み」に記載しております。

4-3 2024年度の安全目標

2024年度安全目標を下記の通り定めました。

この目標を達成するために社員全員がベクトルを合わせ取組んでまいります。

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1. 航空事故・重大インシデント | 「ゼロ」 |
| 2. ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える | 3 件以下 |
| 3. ヒヤリハット報告 | 30 件以上 |
| 4. コントロールできる故障不具合の発生を抑える | 5 件以上 |

安全目標の取組み

1. 我々の行動の原点

① 基本の確行

やるべきことは確実にやり、やってはいけないことは決してやらない

② あるべき姿の再確認とその実践

2. 我々はこれらの具体的な安全施策を実践します

① 各種法令、規程、管理基準を順守します

② 報告する文化を育み、人を育て、組織を廻します

③ 安全管理システムの適切な運用で不安全の原点を見つけ

リスクアセスメントの確かな実践で、不安全要素を排除します

以上